

第1章

特定非営利活動促進法の概要

- 1 法律の目的と法人格取得の効果
- 2 NPOと特定非営利活動法人（NPO法人）
- 3 法律の概要
- 4 税制上の扱い

第1章 特定非営利活動促進法の概要

1 法律の目的と法人格取得の効果

(1) 近年、福祉、環境、国際協力、まちづくりなど様々な分野において、ボランティア活動をはじめとした民間の非営利団体による社会貢献活動が活発化し、その重要性が認識されているところです。

一方で、これらの団体の中には、法人格を持たない任意団体として活動している団体も多数存在します。

しかし、任意団体は、銀行で口座を開設したり、事務所を借りたり、不動産の登記をしたり、電話を設置するなどの法律行為を行う場合は、団体の名で行うことができず、様々な不都合が生じることになります。

この法律は、これらの団体が法人格を取得する道を開いてこのような不都合を解消し、その活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的としています。

(2) 特定非営利活動法人は、自らに関する情報をできるだけ公開することによって市民の信頼を得て、市民によって育てられるべきであるとの考えがとられている点がこの法律の大きな特徴です。法人の信用は、法人としての活動実績や情報公開等によって、法人自らが築いていくことになります。

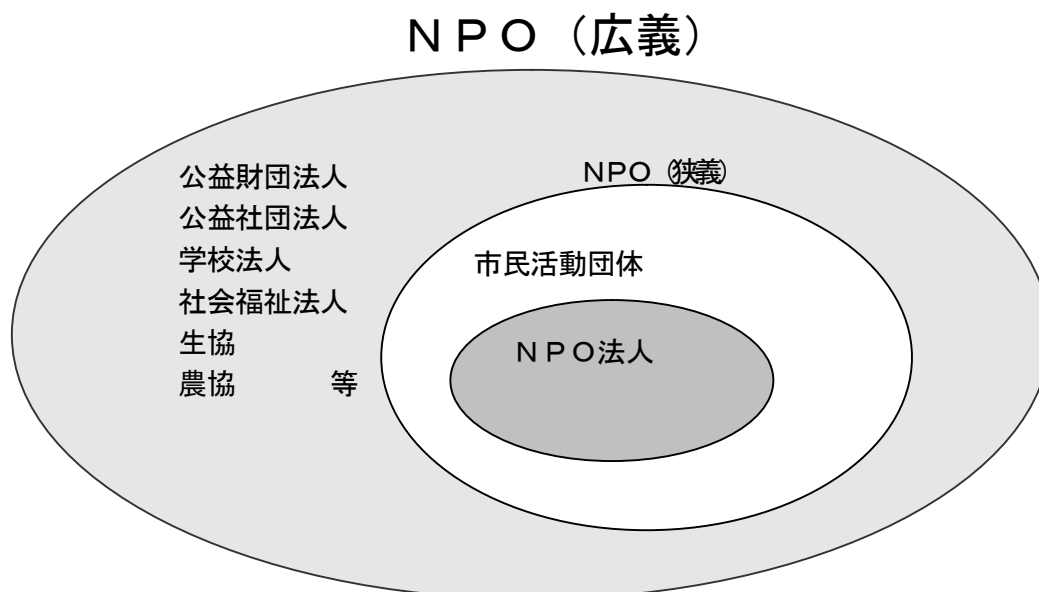
2 NPOと特定非営利活動法人（NPO法人）

(1) NPOの概念

NPOとは、Non Profit Organization（民間非営利組織）の略で、以下のように、広義のNPOと狭義のNPOに分けられます。

広義…公益法人（公益社団法人、公益財団法人）、社会福祉法人、学校法人、農協、生協、市民活動団体等

狭義…市民活動団体（日本での主な定義）



(2) NPOの特徴

NPOの特徴としては、次のようなものが挙げられます。

- ① 非政府 国や地方自治体でない。
- ② 非営利 剰余金の分配禁止（仲間内で儲けを分け合わない。配当の禁止）
- ③ 公益性 不特定多数の者の利益の増進のための活動
- ④ 組織化 代表者、会則等の存在

NPOとは

「社会的な課題を解決するために活動する民間非営利団体（法人格の有無、法人格の種類を問わない）」

（任意団体が「NPO」と名乗るに当たって制限はなく、役所等への登録義務もありません。

ただし「NPO法人（特定非営利活動法人）」は、所轄庁の認証・法務局への登記がないと名乗れません。）

(3) NPO法人化の意義と義務等

法人格を取得すると、団体に関する法律行為を団体名義で処理ができることから、メンバーの個人的な負担が軽くなり、より安定的で継続的な活動が行いやすくなります。

権利関係や責任の所在を明確にして、個人の財産と団体の財産を区別するためには、法人格を取得した方が便利だと言えます。

しかし、法人化することで、かえって負担が増えることもありますので、団体にとって法人格が、これからの活動に役立つのか、本当に必要なのかを良く考える必要があります。

法人格の取得は、活動する上での手段や道具であり、目的ではありません。大切なのは、活動内容であり、活動目的を達成するためには、人、資金、ノウハウなどが必要なのは、言うまでもありません。

・法人格を取得する意義

法人名での不動産登記・銀行口座の開設・契約行為（事務所の賃貸、電話、損害保険、借入れ等）、事業化（例 介護保険事業）、組織の永続性、社会的認知、組織や活動ルールの明確化 等

・法人化に伴う義務等

事務処理の煩雑化（事業報告、会計等）、情報公開（事業内容、会計書類、役員名簿、社員名簿等）、納税、登記、会計・総会・理事会等法に従った運営、行政の監督、解散に際した残余財産の処分の制限 等

3 法律の概要

(1) 対象となる団体

この法律に基づいて、特定非営利活動法人になるには、「特定非営利活動」(注)を行うことを主たる目的とする団体で、次の要件のいずれにも該当する団体であることが必要です。

特定非営利活動法人となるための要件

- ① 次のいずれにも該当する団体であって、営利を目的としないこと。
(法第2条第2項第1号)
- (剰余金の分配禁止のことです。「無償」で事業活動を行うことではなく、構成員(役員、会員等)で利益を分配しないことです。)
- ア 社員(正会員など総会で議決権を有する者であり、法人と雇用関係にある者ではありません。④においても同じです。)の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。
- (社員の「加入脱退の自由」を広く保証するものです。ただし、目的に照らして合理的かつ客観的な条件の付加は、可能です。)
- イ 役員(理事又は監事)のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること。(役員報酬と給料・手当は、別です。)
- ② その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。
(法第2条第2項第2号)
- ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
- イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
- ウ 特定の公職の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。(選挙活動等の制限)
- ③ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の構成員等の統制下にある団体でないこと。
(法第12条第1項第3号)
- ④ 10人以上の社員(正会員など総会で議決権を有する者)を有するものであること。
(法第12条第1項第4号)

(注)

「特定非営利活動」とは？（法第2条第1項及び別表）

A 次に掲げる活動に該当する活動であり、

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ まちづくりの推進を図る活動
- ④ 観光の振興を図る活動
- ⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- ⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑦ 環境の保全を図る活動
- ⑧ 災害救援活動
- ⑨ 地域安全活動
- ⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑪ 国際協力の活動
- ⑫ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑬ 子どもの健全育成を図る活動
- ⑭ 情報化社会の発展を図る活動
- ⑮ 科学技術の振興を図る活動
- ⑯ 経済活動の活性化を図る活動
- ⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑱ 消費者の保護を図る活動
- ⑲ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- ⑳ 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

※ 三重県では、⑳の活動は条例第27条で次のように定めています。

- ① 地域防災活動
- ② 障がい者の自立と共生社会（障がいのある人とない人が、相互に人格と個性を尊重し合い、それぞれの違いを認め合いながら共に生きる社会をいう。）の実現を図る活動
- ③ 多文化共生社会（国籍、民族等の異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係の下で地域社会の構成員として安心して共に生きる社会をいう。）づくりの推進を図る活動

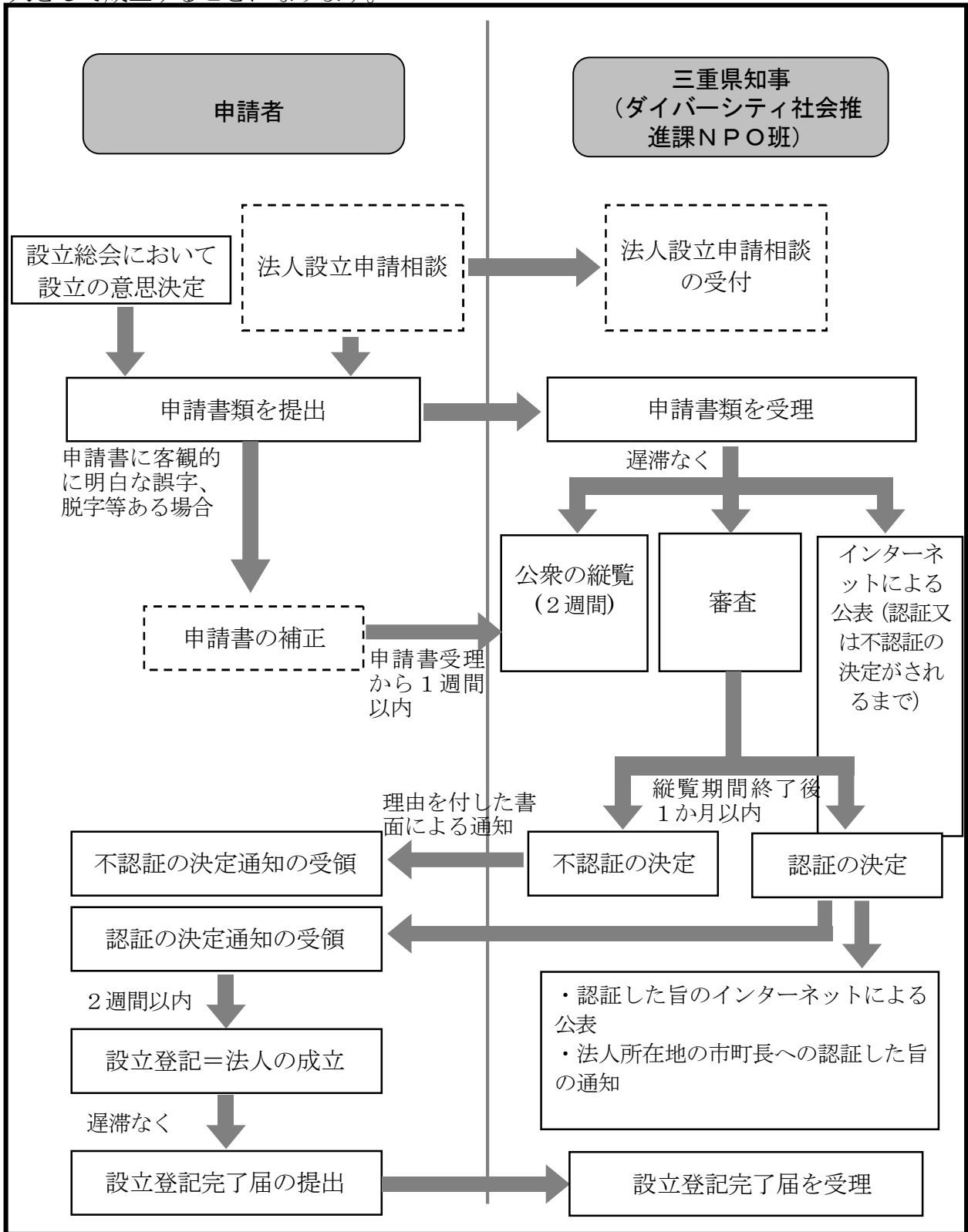
B 不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動

「社会全体の利益」（「公益」）のための活動を意味し、特定の個人や団体の利益（「私益」）や、構成員相互の利益（「共益」）を目的とする活動ではありません。

1 特定非営利活動促進法の概要

(2) 設立の手続き

特定非営利活動法人を設立するには、法律に定められた書類を添付した申請書を、所轄庁に提出し、設立の認証を受けることが必要です。設立の認証後、登記することにより法人として成立することになります。



* 法人設立認証申請書の添付書類（法第10条第1項）

- ① 定 款
- ② 役員に係る書類
 - ・役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）
 - ・役員欠格事由に該当しないこと及び親族等の排除についての規定に違反しないことを誓約し、就任を承諾する書面の謄本
 - ・各役員の住所又は居所を証する書面
- ③ 社員のうち10人以上の者の名簿
- ④ 法人が宗教、政治、選挙、暴力団等の要件に該当しないことの確認書
- ⑤ 設立趣旨書
- ⑥ 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本
- ⑦ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
- ⑧ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書

(3) 法人の管理運営

- ① 役 員
 - ・役員構成及び職務

理事3人以上 (法第15条)	原則として、特定非営利活動法人の業務について法人を代表し、理事の過半数をもって、特定非営利活動法人の業務を決定する。 (法第16条、法第17条)
監事1人以上 (法第15条)	理事の業務執行状況の監査、法人の財産状況の監査、不正行為等の報告等（法第18条） 理事又は特定非営利活動法人の職員（法人に雇用されている者）との兼職禁止（法第19条）

* 社員の中から、役員を選任することは可能です。

・役員欠格事項（法第20条）

- ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- ウ 以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - ・特定非営利活動促進法の規定に違反した場合
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合
 - ・刑法第204条 [傷害]、第206条 [現場助勢]、第208条 [暴行]、第208条の2 [凶器準備集合及び結集]、第222条 [脅迫]、第247条 [背任] の罪を犯した場合
 - ・暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合
- エ 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員

1 特定非営利活動促進法の概要

でなくなった日から5年を経過しない者

オ 設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から2年を経過しない者

カ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

・ 役員の任期（法第24条）

2年以内において、定款で定める期間。ただし、定款で役員を総会で選任する旨を明記している法人は、定款により、後任の役員が選任されていない場合、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長することができます。

・ 親族数の制限（法第21条）

それぞれの役員について、その配偶者又は3親等以内の親族が、本人以外に1人を超え、又は役員総数の3分の1を超えてはなりません。

（例えば、役員総数が6人以上のときは、本人以外に1人は可。5人以下のときは1人も含まれてはなりません。）

・ 欠員の補充（法第22条）

理事又は監事のうち、定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なく補充しなければなりません。

・ 変更等の届出（法第23条）

役員が新たに就任した場合や役員の氏名、住所又は居所に変更があったときは、遅滞なく、変更後の役員名簿を添えて、その旨を所轄庁に届け出る必要があります。

② 総会（法第14条の2）

法人は、少なくとも年1回、通常総会を開催しなければなりません。

③ その他の事業（法第5条）

法人は、特定非営利活動に必要な資金や運営費に充てるためや、会員間の共済・福利厚生のため、特定非営利活動に係る事業に支障のない限り、特定非営利活動に係る事業以外の事業（その他の事業）を行えます。

この場合、その他の事業の会計は、特定非営利活動に係る事業の会計と区分し、特別の会計として経理しなければなりません。

④ 会計の原則（法第27条）

法人の会計は、次の原則に従って行わなければなりません。

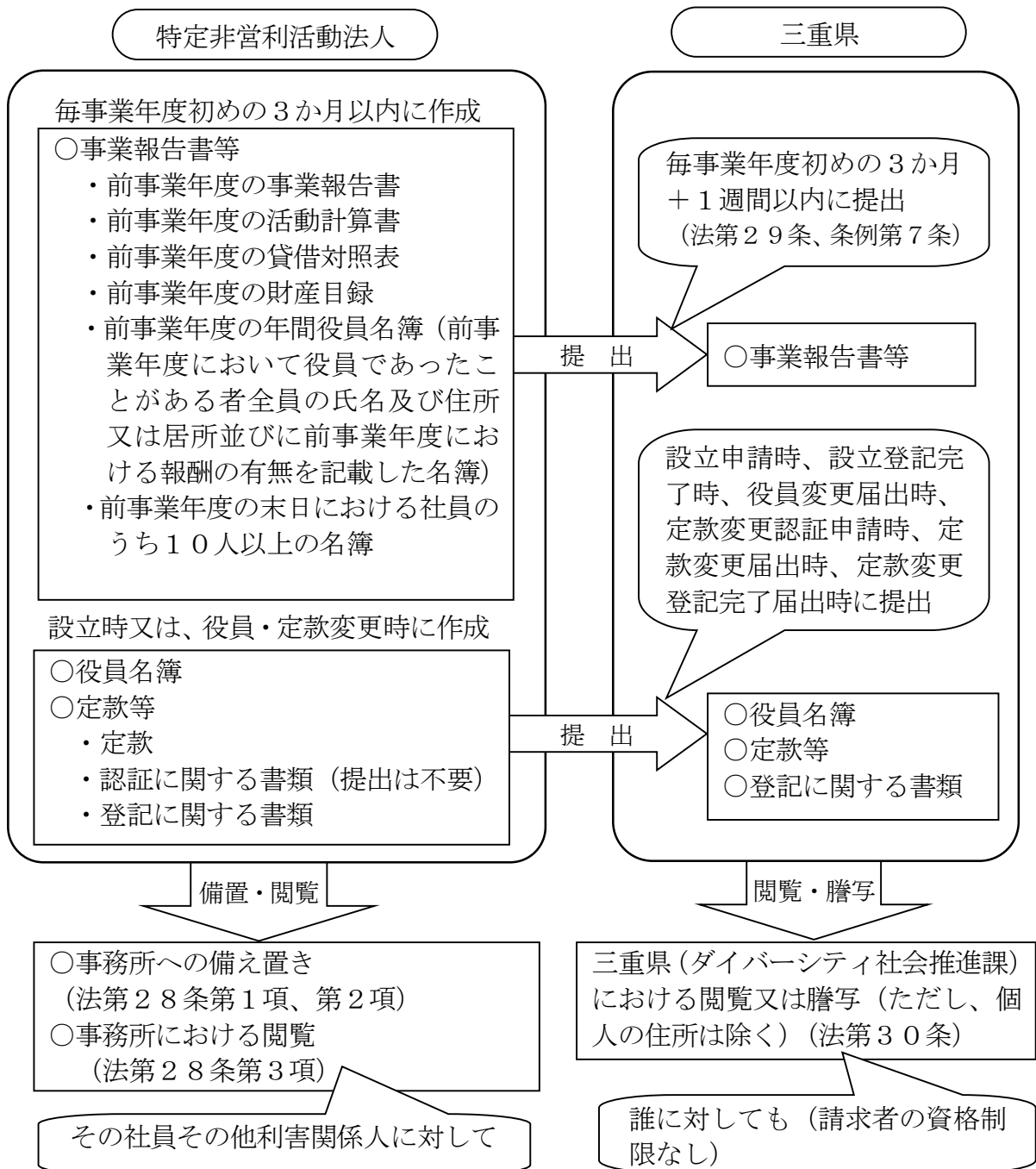
ア 正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること

イ 計算書類（活動計算書及び貸借対照表）及び財産目録の、会計簿に基づく真実な内容の明瞭表示

ウ 会計処理の基準及び手続きについての継続性

⑤ 情報公開と年次報告

- ア 法人は、毎事業年度初めの3か月以内に、事業報告書等を作成し、その作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、すべての事務所に備え置いて、その社員その他利害関係人に閲覧させなければなりません。また、最新の役員名簿及び定款等についても、同様に事務所に備え置いたうえで、閲覧させなければなりません。(法第28条)
- イ 法人は、毎事業年度初めの3か月と1週間以内に、前事業年度の事業報告書等を、三重県知事に提出しなければなりません。三重県知事は、法人から提出を受けた事業報告書等(過去5年間に提出を受けた分)、役員名簿及び定款等を閲覧又は謄写に供します(ただし、個人の住所は除く)。(法第29条、30条)



1 特定非営利活動促進法の概要

⑥ 所轄庁による監督

ア 報告徴収・検査（法第41条）

法人が法令や法令に基づく行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当の理由があるときは、所轄庁は、法人の業務又は財産の状況に関し、報告をさせ、又はその職員に立入検査をさせることができます。

イ 改善命令（法第42条）

所轄庁は、次の事項が認められるときは、法人に対して、その改善のために必要な措置を採るよう命ずることができます。

- (ア) 法第12条第1項第2号から第4号までに規定する法人の要件を欠くとき。
- (イ) その他法令、法令に基づく行政庁の処分又は定款に違反するとき。
- (ウ) その運営が著しく適正を欠くとき。

ウ 設立認証の取消し（法第43条）

所轄庁は、次の場合には、聴聞手続を経て、法人の設立の認証を取り消すことができます。

- (ア) 法人が、改善命令に違反し、他の方法により監督目的が達せられないとき。
- (イ) 3年以上にわたって事業報告書等の提出を行わないとき。

⑦ 罰則規定（法第6章）

改善命令に違反したときは、50万円以下の罰金に処せられるほか、登記することを怠ったとき、各種届出義務、事業報告書等の作成・備置き・提出義務等に違反したときや、報告や検査に関し違反したときは、20万円以下の過料に処せられることがあります。

4 税制上の扱い

(1) 納税

法人に対しては、いろいろな税金が課せられます。ここでは、一部例を挙げて説明しますが、詳細については、お近くの税務署、県税事務所、市町村税務課等にご相談ください。

国税である法人税については、法人税法に規定された「収益事業」（その性質上その事業に附随して行われる行為を含みます。）から生じる所得に対して課税されることとなります。

法人税法上の収益事業は、物品販売業等の下記に掲げられる事業で、継続して事業場を設けて行われるものをいいます（法人法23、法人令5①）。

【法人税法施行令第5条第1項に掲げられている34業種】

物品販売業、不動産販売業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、通信業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、写真業、席貸業、旅館業、料理店業その他の飲食店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、鋳業、土石採取業、浴場業、理容業、美容業、興行業、遊技所業、遊覧所業、医療保健業、一定の技芸教授業、駐車場業、信用保証業、無体財産権の提供等を行う事業 労働者派遣業

※特定非営利活動に係る事業であっても、34業種に掲げる事業に該当する場合には、当該事業から生ずる所得については法人税が課税されます。

地方税（法人住民税（法人税割）及び事業税）も、収益事業から生じた所得に対して課税されます。また、法人住民税（均等割）は、所得の有無にかかわらず原則として課税されます。

【均等割の標準的な税額】

道府県民税	2万円
市町村民税	5万円
みえ森と緑の県民税	2千円(*)

※一定の条件を満たせば、減免措置が講じられる場合があります。

(*)三重県では「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるため、平成26年4月1日から「みえ森と緑の県民税」が導入されています。

(2) 特定非営利活動法人に対して寄附した者に関する税制

個人又は普通法人が特定非営利活動法人に対して寄附をした場合、特別な寄附金控除制度はなく次の通りの取扱いとなります。

- ・普通法人が寄附した場合は、一般寄附金の範囲内で所得から控除できます。
- ・個人が寄附した場合は、寄附金控除制度はありません。

ただし、特定非営利活動法人のうち、一定の要件・基準を満たす、「認定NPO法人」、「特例認定NPO法人」及び「条例指定NPO法人」については、上記とは別に一定の税制上の優遇措置が認められます。

① 認定NPO法人（法第2条第3項）

特定非営利活動法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であり、公益の増進に資するものとして、所轄庁の認定を受けた法人です。

認定NPO法人に対して寄附を行った個人又は法人について、所得税、住民税、法人税及び相続税の特例措置が適用されるとともに、認定NPO法人自身にみなし寄附金(*)が認められます。

(*)みなし寄附金…その収益事業に属する資産から収益事業以外の特定非営利活動にかかる事業のために支出した金額を、その収益事業に係る寄附金とみなして、一定の金額まで損金に算入することを認める制度。認定NPO法人の場合、所得金額の50%又は200万円のいずれか大きい金額まで認められます。

② 特例認定NPO法人（法第2条第4項）

特定非営利活動法人であって、新たに設立されたもののうち、その運営組織及び事業活動が適正であり、特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資する

1 特定非営利活動促進法の概要

と見込まれるものとして、所轄庁の認定を受けた法人です。

特例認定NPO法人に対して寄附を行った個人又は法人について、所得税、住民税、法人税の特例措置が適用されます(認定NPO法人とは異なり、相続税の特例措置と、法人自身のみなし寄附金は認められません)。

- ③ 条例指定NPO法人(地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄付金又は同法第314条の7第1項第4号に掲げる寄付金を受け入れる特定非営利活動法人としてこれらの寄付金を定める条例で定められているもの)

特定非営利活動法人であって、住民の福祉の増進に寄与する法人として、条例により個人住民税の控除対象として個別の指定を受けた法人です。

条例指定NPO法人に対して寄附を行った個人について、その個人の住居地の自治体で当該NPO法人が個別に指定されていれば、個人住民税の税優遇を受けることができます。

認定NPO法人等の税優遇の比較

寄付金等の種類	税の種類	特定非営利活動法人(NPO法人)	認定NPO法人等		
			認定NPO法人	特例認定NPO法人	条例指定NPO法人
個人の寄付金	所得税	寄付金控除なし	税額控除(「寄付金-2千円」の40%)または所得控除		寄付金控除なし
	住民税	寄付金控除なし	税額控除(「寄付金-2千円」の最大10%)		
普通法人の寄付金	法人税	一般寄付金の範囲内で損金算入が認められる	一般寄附金に係る損金算入限度額とは別に、特別損金算入限度額が認められる		一般寄付金の範囲内で損金算入が認められる
相続人の寄付金	相続税	課税対象	非課税対象	課税対象	
みなし寄付金	収益事業から特定非営利活動に係る非収益事業への支出に対する法人税	みなし寄付金と認められない	所得金額の50%又は200万円のいずれか大きい金額まで認められる	みなし寄付金と認められない	

特定非営利活動法人設立のためのチェックリスト

法根拠条文	チェック内容	チェック欄
団体の要件		
2-I	次の活動を行うこと。	
	(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動	
	(2) 社会教育の推進を図る活動	
	(3) まちづくりの推進を図る活動	
	(4) 観光の振興を図る活動	
	(5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動	
	(6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	
	(7) 環境の保全を図る活動	
	(8) 災害救援活動	
	(9) 地域安全活動	
	(10) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動	
	(11) 国際協力の活動	
	(12) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	
	(13) 子どもの健全育成を図る活動	
	(14) 情報化社会の発展を図る活動	
	(15) 科学技術の振興を図る活動	
	(16) 経済活動の活性化を図る活動	
	(17) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	
	(18) 消費者の保護を図る活動	
	(19) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	
	(20) 前各号に掲げる活動に準ずる活動として三重県の条例で定める活動	
条例 27①	地域防災活動	
条例 27②	障がい者の自立と共生社会（障がいのある人とない人が、相互に人格と個性を尊重し合い、それぞれの違いを認め合いながら共に生きる社会をいう。）の実現を図る活動	

1 特定非営利活動促進法の概要

条例 27③	多文化共生社会（国籍、民族等の異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係の下で地域社会の構成員として安心して共に生きる社会をいう。）づくりの推進を図る活動	
2-I	不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動を行うこと。	
2-II	特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること。	
2-II①	営利を目的としないこと。	
2-II①イ	社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。	
ロ	役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること。	
2-II②イ	宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。	
ロ	政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。	
ハ	特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。	
12-I①	設立の手続き並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していること。	
12-I③	暴力団又は暴力団、その構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。	
④	10人以上の社員を有するものであること。	
3-I	特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行わないこと。	
-II	法人を特定の政党のために利用してはならないこと。	
5-I	その他の事業を行う場合は、特定非営利活動に係る事業に支障のない限り行うことができ、その利益は、特定非営利活動事業に充てること。	
-II	その他の事業に関する会計は、特別の会計として経理すること。	
9	主たる事務所が三重県に所在すること。	
役員		
15	理事3人以上、監事1人以上を置くこと。	
19	監事は、理事又は法人の職員を兼ねないこと。	

20 ①～⑥	<p>役員は、次の欠格事項に該当しないこと。</p> <p>① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者</p> <p>③ 以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定非営利活動促進法の規定に違反した場合 ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合 ・ 刑法第 204 条 [傷害]、第 206 条 [現場助勢]、第 208 条 [暴行]、第 208 条の 2 [凶器準備集合及び結集]、第 222 条 [脅迫]、第 247 条 [背任] の罪を犯した場合 ・ 暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合 <p>④ 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者</p> <p>⑤ 設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から 2 年を経過しない者</p> <p>⑥ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの</p>	
21	それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者若しくは 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれないこと。	
24-I	役員任期は、2 年以内で定款で定める期間とすること。	
法人の運営		
27①～③	<p>法人の会計は、次の原則によること。</p> <p>① 正規の簿記の原則</p> <p>② 会計簿に基づく真実な内容の明瞭表示</p> <p>③ 採用する会計基準及び手続きについての継続性</p>	
28-I	毎事業年度初めの 3 か月以内に、事業報告書等を作成し、その作成の日から起算して 5 年が経過した日を含む事業年度の末日までその事務所（従たる事務所を含む）に備え置くこと。	
28-II	（最新の）役員名簿並びに定款等をその事務所（従たる事務所を含む）に備え置くこと。	
-III	社員その他の利害関係人からの請求により、事業報告書等・役員名簿・定款等を閲覧させること。	
29	毎事業年度 1 回、事業報告書等を所轄庁に提出すること。	
14 の 2	少なくとも毎年 1 回、社員の通常総会を開催すること。	
	定款変更、解散、合併については、必ず社員総会の議決を経ること。	